

福島県森林自己学習支援事業補助金交付要綱

制 定 平成28年5月9日

(趣旨)

第1条 県は、青年の森林に対する関心と理解の拡大を図るため、大学等における森林自己学習活動に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の対象及び補助額)

第2条 補助金は、補助事業者等（大学生等が組織する団体、並びに大学等が連携し高等教育の機会の提供等を行う団体等）が、別表1に掲げる事業を行う場合に、当該事業に要する経費について当該補助事業者に交付する。

2 補助金の額は、対象事業ごとに別表1に掲げる補助率の範囲内で知事が定める額とする。

(申請書等の様式)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、森林自己学習支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、その提出時期及び提出部数は知事が別に定める。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第4条 補助事業者等は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請に当たり、当該補助金に係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計に補助率を乗じて得た金額を言う。以下同じ。）があり、かつその金額が明らかでない場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が、明らかでない補助事業者に係る部分については、この限りでない。

(補助金交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次に定める変更以外の変更とする。

- (1) 事業種目ごとに補助金の増減を必要とする変更。
- (2) 補助対象事業費の30%を超える減
- (3) 事業主体の変更

2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

3 補助事業者は、補助事業の完了後においても補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図ること。

(変更の承認)

第6条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、森林自

己学習支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

（申請を取り下げることができる期間）

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。

（概算払）

第8条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について、概算払いの方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払いを受けようとするときは、森林自己学習支援事業補助金概算払請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（状況の報告等）

第9条 規則第11条の規定による事業の遂行状況報告は、森林自己学習支援事業遂行状況報告書（様式第4号）により、交付金の交付決定のあった年度の10月31日現在の状況について、当該年度の12月15日までに行うものとする。

2 補助事業者等は、事業が完了したときは、速やかに森林自己学習支援事業完了報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、森林自己学習支援事業補助金実績報告書（様式第6号）により、当該事業の完了した日（事業廃止については知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行うものとする。

2 補助事業者等は、前項の実績報告を行うに当たり当該補助金に係る消費税相当額が明らかな場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、森林自己学習支援事業仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式1）により速やかに知事に報告するとともに、その金額（前項の規定により減額して報告した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を知事に返還しなければならない。

（補助金の交付の請求）

第11条 補助金の交付の決定の通知を受けた事業主体等は、事業が完了した場合は、森林自己学習支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を速やかに知事に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第12条 補助事業者等は、補助事業により取得した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令で定めのない財産については、農林畜水産関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）第5条による。）を経過しないで、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。

(会計帳簿等の整備等)

第13条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年5月9日から施行し、平成28年度事業から適用する。

別表 1

事業区分	事業実施主体	補助率
(1) 森林自己学習活動	大学生等が組織する団体 (下記の要件を満たす団体) (1) 森林や林業に対する関心を広げるための活動を行うこと。 (2) 森林・林業の情報発信等の検討や実践を行うこと。 (3) 構成員3人以上がいて、自主的活動を行うこと。	定額
(2) 自己学習支援	大学等が連携した高等教育の機会の提供を行っている団体	定額

福 島 県 知 事
(福島県農林水産部長)

補助事業者 所 在 地
ふ り が な
名 称
ふ り が な
代表者氏名 (印)
連絡先電話 ()

森林自己学習支援事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり森林自己学習支援事業を実施したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第4条第1項の規定により、補助金を交付して下さるよう申請します。

記

- 1 申請額
補助金 円
- 2 事業の目的
- 3 事業の内容
別に定める様式による。

4 経費の配分と負担区分

区 分	補助事業に要 する経費(A+B) 円	負 担 区 分		備 考
		県補助金(A) 円	その他(B) 円	

5 事業の着手予定年月日 年 月 日

6 事業の完了予定年月日 年 月 日

7 収支予算

(1) 収入の部

区 分	予算額	備 考
県補助金	円	
そ の 他	円	
計		

(2) 支出の部

事業区分	予算額	経費積算の基礎
	円	

8 添付資料

- (1) 予算書の写し又は予算に関する確約書
- (2) 経費積算書
- (3) 規約及び役員・構成員名簿。
- (4) その他必要な書類

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

- 2 文字は、明朝体12ポイント、楷書体を標準とする。また、手書きによる場合は、万年筆又はボールペン（消せるタイプを除く。）の黒のインクを使用し、楷書体で記載すること。

福 島 県 知 事
(福島県農林水産部長)

補助事業者 所 在 地
名 称
代表者氏名 ⑩
連 絡 先 ()

森林自己学習支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

下記により 年度森林自己学習支援事業を変更（中止・廃止）したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項の規定により、承認して下さるよう申請します。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び番号
年 月 日付け福島県指令第 号
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 変更（中止・廃止）の内容
別紙のとおり

注1 「交付決定通知の年月日及び番号」は、変更交付決定があった場合はすべての交付決定の年月日及び番号を記載すること。

2 「変更（中止・廃止）の内容」の別紙は、様式第1号に準じて作成することとし、変更前と変更後の内容を対比できるように記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

4 文字は、明朝体12ポイント、楷書体を標準とする。また、手書きによる場合は、万年筆又はボールペン（消せるタイプを除く。）の黒のインクを使用し、楷書体で記載すること。

福 島 県 知 事

補助事業者 所 在 地
名 称
代表者氏名
連 絡 先 () ⑩

森林自己学習支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあった森林自己学習支援事業について、金_____円を概算払により交付して下さるよう請求します。
記

事業区分	事業費	交付決定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額		残高 金額 (A-B-C)	完了 予定 年月日
				金額 (C)	月日 までの予 定出来高 %		
	円	円	円	円	%	円	
計							

- 注1 「交付決定通知の年月日及び番号」は、変更交付決定があっても当初の交付決定の年月日及び番号を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 3 文字は、明朝体12ポイント、楷書体を標準とする。また、手書きによる場合は、万年筆又はボールペン（消せるタイプを除く。）の黒のインクを使用し、楷書体で記載すること。

福 島 県 知 事

補助事業者 所 在 地
名 称
代表者氏名
連 絡 先 () ⑩

森林自己学習支援事業遂行状況報告書

年度森林自己学習支援事業の遂行状況について、森林自己学習支援事業補助金
交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定年月日及び番号
年 月 日付け福島県指令第 号

2 事業遂行状況 (年10月31日現在)

事業区分	計 画 A	出 来 高 B	進 捗 率 B/A	備 考
			%	
計				

- 注1 「交付決定通知の年月日及び番号」は、変更交付決定があっても当初の交付決定の年月日及び番号を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 3 文字は、明朝体12ポイント、楷書体を標準とする。また、手書きによる場合は、万年筆又はボールペン（消せるタイプを除く。）の黒のインクを使用し、楷書体で記載すること。

福 島 県 知 事

補助事業者 所 在 地
名 称
代表者氏名 () 印
連 絡 先 ()

森林自己学習支援事業完了報告書

年度森林自己学習支援事業を完了しましたので、福島県森林自己学習支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により報告します。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び番号
年 月 日付け福島県指令第 号
- 2 交付決定額 円
- 3 着手年月日 年 月 日
- 4 完了年月日 年 月 日
- 5 事業の実績

別に定める様式による。

- 注1 「交付決定通知の年月日及び番号」は、変更交付決定があっても当初の交付決定の年月日及び番号を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
 - 3 文字は、明朝体12ポイント、楷書体を標準とする。また、手書きによる場合は、万年筆又はボールペン（消せるタイプを除く。）の黒のインクを使用し、楷書体で記載すること。

福 島 県 知 事

補助事業者 所在地

ふりがな
名 称

ふりがな
代表者氏名

⑩

連絡先電話 ()

森林自己学習支援事業補助金実績報告書

年度において、下記のとおり森林自己学習支援事業を実施したので、福島県補助金等の交付等に関する規則第4条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別に定める様式による。

3 経費の配分と負担区分

区 分	補助事業に要 する経費(A+B) 円	負 担 区 分		備 考
		県補助金(A) 円	その他(B) 円	

4 事業の着手年月日 年 月 日

5 事業の完了年月日 年 月 日

6 収支精算

(1) 収入の部

区 分	予算額	精算額	増減額	備 考
県補助金	円	円	円	
そ の 他	円	円	円	
計				

(2) 支出の部

事業区分	予算額	精算額	増減額	備 考
	円	円		

7 添付資料

- (1) 経費精算書（領収書等の写しを添付）
- (2) その他必要な書類

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

- 2 文字は、明朝体12ポイント、楷書体を標準とする。また、手書きによる場合は、万年筆又はボールペン（消せるタイプを除く。）の黒のインクを使用し、楷書体で記載すること。

別記様式 1

記 号 番 号
年 月 日

福島県知事

補助事業者 所 在 地
名 称
代表者氏名 ⑩
連 絡 先 ()

森林自己学習支援事業仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあった森林自己学習
支援事業について、同要綱第 10 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|-------------------------------|---|---|
| 1 | 福島県補助金等に関する規則第 14 条に基づく確定額 | 金 | 円 |
| | (年 月 日付け福島県指令 第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 (A) | 金 | 円 |
| 3 | 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 (B) | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還額 (B - A) | 金 | 円 |

※別添参考となる書類 (3 の金額の精算の内訳等)

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用すること。

2 文字は、明朝体 12 ポイント、楷書体を標準とする。また、手書きによる場合は、万年筆又はボールペン (消せるタイプを除く。) の黒のインクを使用し、楷書体で記載すること。

福島県知事

所 在 地
名 称
代表者氏名

⑩

森林自己学習支援事業補助金交付請求書

平成 年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあった森林自己学習支援事業補助金について、下記により交付して下さるよう請求します。

記

事業区分	
事業費	円
交付決定額 (A)	円
受領済額 (B)	円
今回請求額 (C)	円
残 額 (A-B-C)	円

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

2 文字は、明朝体12ポイント、楷書体を標準とする。また、手書きによる場合は、万年筆又はボールペン（消せるタイプを除く。）の黒のインクを使用し、楷書体で記載すること。